

平成28年5月

「公的年金給付総合情報連携システムについての運用管理業務 一式」調達仕様書(案)にかかる意見等

日本年金機構

システム運用部 年金給付システム運用G

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所 頁 章番号等	区分	照会事項	回答
1	P.8 2.5.6 作業対象 拠点	質問	作業対象拠点として「遠隔地センタ」の記載があり、遠隔地センタについてもサーバ設備があるように見受けられます。機構本部(高井戸)だけでなく遠隔地センタにおいても、本受託者が本運用管理業務(セキュリティパッチ適用、定期点検に伴う立会い等)を実施する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	P.22 4.4.1 運用管理 サービス等	質問	「運用管理サービス等業務にかかる基本対応時間について、※3: 例外運用、システム保守作業、障害対応、災害及び重大な障害が発生した場合で、緊急対応が必要と認められる場合については、日本年金機構と協議のうえ、上記時間帯を超えた又は上記時間帯以外での対応が必要となるので留意すること。」との記載がございます。本システムは、運用スケジュールより平日24時間稼働システムと見受けられますが、「6.1.3例外運用」に示される各システム変更作業及びシステム保守作業については、稼働中のシステム変更作業/保守作業を回避するため、基本的には休日に作業を実施することとなる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	P.24 5.2.2 運用管理 業務関する 学習と理解	質問	運用管理業務に関する学習と理解において、「日本年金機構様が提示する関連ドキュメントにより手順等について理解する」とありますが、提示する各種ドキュメントの分量(ページ数)をご教示いただけますようお願いいたします。	各種ドキュメントの分量(ページ数)については、調達仕様書に明記いたします。
4	P.37 6.1.3 例外運用	質問	例外運用として各システム変更作業及び頻度について記載がありますが、他システム変更作業や開発案件に伴う作業支援、立会い等、システム変更作業を伴わない対応が必要となる認識です。当該作業について、作業内容、頻度をご教示頂けますようお願いいたします。	他システム変更作業や開発案件に伴う作業支援、立会い等を調達仕様書に追記記載いたします。
5	P.52 (4) セキュリ ティパッチ	質問	(4)セキュリティパッチ提供(サーバ機器)の頻度として、契約期間中6回のと記載があります。別紙4 役務一覧の実績回数ではH28.1、H28.2の実績回数は1回/月であり頻度は月次となると思われますが、記載の通り契約期間中6回の認識でよろしいでしょうか。	作業周期については、AP搭載サーバとAP非搭載サーバに分けて記載いたします。
6	P.76 表8.1.1 サービスレ ベル設定 項目	要望	「表8.1.1 サービスレベル設定項目」において「パッチ適用検討及び適用計画についての遅延率」のサービスレベルが設定されており、遅延件数として、「パッチ受領後、稼働維持環境での検証が2ヶ月以上の件数」と定義されております。7.1.1(4)セキュリティパッチ適用(サーバ機器)において、パッチの適用は契約期間中6回の頻度としておりますが、当該定義では稼働維持環境への適用は少なくとも2ヶ月に1度行うこととなり矛盾が生じます。サービスレベル設定項目を見直し頂けますようお願いいたします。	「パッチ適用検討及び適用計画についての遅延率」のサービスレベルについては、AP搭載サーバとAP非搭載サーバに分けて記載いたします。
7	別紙4 -	質問	別紙4 役務一覧(意見招請用)の想定回数について、H28.1、H28.2の実績平均値をもとに契約月数で算出した箇所がございますが、今後の実績結果により本公示までに変更される認識でよろしいでしょうか。想定回数変動する場合は、見積金額も変動する認識です。	ご認識のとおりです。